# 福祉音響学: Unit 3

担当: 村上 泰樹

E-mail: murakami@design.kyushu-u.ac.jp

2025年4月17日

#### この単元の目的

この単元では、2011年にWHOから刊行された「World Report on Disability」に基づき、障害について学ぶ。この資料は、国立障害者リハビリテーションセンターから刊行された日本語訳を元に作成した。

## 目次

#### 1. バリアや不平等への対処

保健医療におけるバリアへの対処 リハビリテーションにおけるバリアへの対処 支援・援助サービスにおけるバリアへの対処 自己実現を可能にする環境作り 教育におけるバリアへの対処 雇用におけるバリアへの対処

#### 2. 提言

提言 I:全ての主流の制度やサービスへのアクセスを可能 にする

提言2: 障害のある人々のための特別なプログラムやサービスに投資する

提言3: 国家的な障害戦略および実行計画を導入する

提言4: 障害のある人々が関わる

提言 5:人的資源開発能力を改善する

提言6: 十分な資金を提供して、サービス料金を改善する

提言7:一般の認識や理解を高める

提言8: 障害のデータ収集を改善する

提言 9: 障害についての研究を強化して支援する

3. 提言の実行に向けて 各国政府ができること 国連機関や開発組織ができること 障害者団体ができること サービス提供者ができること 学術機関ができること 民間部門ができること コミュニティができること 障害のある人々及びその家族ができること

4. クイズ

5. Unit3のまとめ

## 物理的・情報的バリアの解消

- ▶ インクルーシブ化の具体的方法:
  - ▶ 施設改修
  - ▶ ユニバーサルデザインの採用
  - ▶ 情報伝達方法の改善
  - ▶ 予約システムの調整

### 国家所得水準に応じた効果的アプローチ

- ▶ 低所得国: コミュニティに根ざしたリハビリテーション
- ▶ 高所得国: 障害者アクセス基準の契約への組み込み
- ▶ 共通して重要な要素:
  - ▶ 医療専門家への障害関連教育
  - ▶ 障害者自身による自己管理研修

## 財政的支援策

- ▶ 一般的な支援策:
  - ▶ 保険制度の整備
  - ▶ 患者負担の軽減
  - ▶ 所得補助の提供
- ▶ 発展途上国向け施策:
  - ▶ 条件付き現金給付制度の可能性

## 基本的位置づけと実施原則

- ▶ リハビリテーションは人間の能力開発への重要な投資
- ▶ 法制度への組み込みが必要な分野:
  - ► 保健
  - ▶ 雇用
  - ▶ 教育
  - ▶ 社会サービス
- ▶ 重要な実施原則:
  - ▶ 早期介入
  - ▶ 生活圏での実施

### サービス提供体制の構築

- ▶ コミュニティに根ざしたリハビリテーションを基盤と する
- ▶ 必要な統合・連携:
  - ▶ 一次・二次保健医療との統合
  - ▶ 入院・外来・在宅介護間の紹介システム確立
- ▶ 支援技術へのアクセス向上による効果:
  - ▶ 自立性の向上
  - ▶ 費用削減

#### 人材育成戦略

- ▶ 世界的な専門家不足への対応策:
  - ▶ 段階的な教育研修システムの構築
  - ▶ 中間レベルの教育研修プログラム
  - ▶ コミュニティワーカーの育成

## 資金確保の多様な戦略

- ▶ 必要な取り組み:
  - ▶ 既存サービスの再編成
  - ▶ 国際協力
  - ▶ 官民パートナーシップ
  - ▶ 貧困層への支援

## コミュニティ生活への移行支援

- ▶ 必要なサービス体制:
  - ▶ 施設からの移行支援
  - ▶ デイケアサービス
  - ▶ 里親制度
  - ▶ 在宅支援

## 政府の役割と資金調達

- ▶ 資金調達の多様な方法:
  - ▶ 民間委託
  - ▶ 税制優遇
  - ▶ 直接予算配分
- ▶ 重要な戦略的取り組み:
  - ▶ 公平な障害評価基準の開発
  - ▶ サービス提供の統制
  - ▶ 必要な資金援助の実施

#### サービスの質向上策

- ▶ 効果的な取り組み:
  - ▶ 利用者への説明責任
  - ▶ 個別化されたサービス提供
  - ▶ 支援ワーカーと利用者の研修
- ▶ 低・中所得国での有効策:
  - ▶ 市民社会団体の活用
  - ▶ コミュニティを拠点としたリハビリテーション・プログラム

## 非正規介護者への支援

- ▶ 必要な支援:
  - ▶ 情報提供
  - ▶ 経済的支援
  - ▶ レスパイト・ケアの提供

### アクセシビリティの基本要素

- ▶ アクセシビリティ向上の意義:
  - ▶ 社会参加の促進
  - ▶ 孤立の軽減
  - ▶ 依存の軽減
- ▶ 必要な取り組み:
  - ▶ アクセス基準の確立
  - ▶ 官民協力
  - ▶ 実施機関の設置
  - ▶ 関係者への研修
  - ▶ ユニバーサルデザインの導入
  - ▶ 利用者参加

## 建造物のバリアフリー化

- ▶ 必要な施策:
  - ▶ 法的強制力のある基準の設定
  - ▶ 新規建造物からの段階的取り組み

## 輸送機関のアクセシビリティ

- ▶ 効果的なアプローチ:
  - ▶ 全体的なアクセシビリティの連続性確保
  - ▶ 利用者との協議に基づく優先順位付け
  - ▶ 定期的な改修への組み込み
  - ▶ 運賃割引制度
  - ▶ 職員研修の実施

## 情報通信技術の整備

- ▶ 必要な取り組み:
  - ▶ 法規制の整備
  - ▶ 基準作り
  - ▶ 研修提供
- ▶ 重要なサービス:
  - ▶ 電話中継
  - ▶ 字幕放送
  - ▶ 手話通訳
- ▶ 技術革新に応じた規制の継続的更新

### インクルージョンの意義と基本要件

- ▶ インクルージョンの効果:
  - ▶ 教育の完遂率向上
  - ▶ 費用対効果の改善
  - ▶ 差別排除
- ▶ 必要な改革:
  - ▶ 制度改革
  - ▶ 学校改革
  - ▶ 法整備
  - ▶ 明確な政策方針
  - ▶ 実行計画
  - ▶ 能力構築
  - ▶ 長期的な資金提供

#### 学習環境の整備

- ▶ 必要な改革領域:
  - ▶ カリキュラム
  - ▶ 指導方法
  - ▶ 教材
  - ▶ 評価制度
- ▶ 具体的な改善策:
  - ▶ 個別教育計画の採用
  - ▶ 教室レイアウトの変更
  - ▶ 特殊教育の専門教師の配置
  - ▶ 支援員の配置
  - ▶ 治療サービスの提供

#### 教師の能力開発

- ▶ 研修の効果:
  - ▶ 障害児童教育への自信向上
  - ▶ 技能の向上
- ▶ 研修プログラムの要件:
  - ▶ インクルージョンの原則の組み込み
  - ▶ 専門知識の共有機会
  - ▶ 経験共有の機会

#### 差別禁止法と合理的配慮

- ▶ 差別禁止法の役割:雇用促進の基盤
- ▶ 法的に義務付けるべき合理的配慮:
  - ▶ 募集・採用手続きのアクセシビリティ向上
  - ▶ 労働環境の調整
  - ▶ 労働時間の変更
  - ▶ 支援技術の提供
- ▶ 必要な財政支援:
  - ▶ 税制優遇
  - ▶ 資金提供

### 能力開発プログラム

- ▶ 効果的な訓練方法:
  - ▶ 主流の職業訓練
  - ▶ 当事者同士の研修
  - ▶ 社内指導
  - ▶ 早期介入
- ▶ 有効なサービス形態:
  - ▶ コミュニティを拠点としたリハビリテーション
  - ▶ 利用者管理型の雇用サービス

#### 職場定着支援

- ▶ 障害管理プログラムの構成要素:
  - ▶ ケース・マネージメント
  - ▶ 管理者教育
  - ▶ 職場調整
  - ▶ 早期職場復帰支援
- ▶ 重度障害者向け:支援付き雇用プログラム

## 経済的支援策

- ▶ 非公式経済への対応:
  - ▶ 自営支援
  - ▶ 社会的保護プログラムの整備
- ▶ 必要な政策:
  - ▶ 追加費用の補償
  - ▶ 時限給付金
  - ▶ 労働に見合った報酬保証

## 目次

 バリアや不平等への対処 保健医療におけるバリアへの対処 リハビリテーションにおけるバリアへの対処 支援・援助サービスにおけるバリアへの対処 自己実現を可能にする環境作り 教育におけるバリアへの対処 雇用におけるバリアへの対処

#### 2. 提言

提言 I:全ての主流の制度やサービスへのアクセスを可能 にする

提言2: 障害のある人々のための特別なプログラムやサービスに投資する

提言3: 国家的な障害戦略および実行計画を導入する

提言4: 障害のある人々が関わる

提言 5:人的資源開発能力を改善する

提言6: 十分な資金を提供して、サービス料金を改善する

提言7:一般の認識や理解を高める

提言8: 障害のデータ収集を改善する

提言 9: 障害についての研究を強化して支援する

3. 提言の実行に向けて 各国政府ができること 国連機関や開発組織ができること 障害者団体ができること サービス提供者ができること 学術機関ができること 民間部門ができること コミュニティができること 障害のある人々及びその家族ができること

4. クイズ

5. Unit3のまとめ

#### 障害者の基本的ニーズ

▶ 健康、経済的・社会的安全、技能開発などの一般的ニーズ が存在し、これらは主流のプログラムやサービスを通じ て対応すべきである

#### 社会主流化の定義とプロセス

- ▶ 障害者の一般市民向け活動・サービスへの平等な参加を 実現するためのバリア解消プロセス
- ▶ 法律、政策、機関、環境の改革を通じて、人権の実現と費用対効果の向上を目指す

### 実現に向けた取り組み

- ▶ 全部門横断的な取り組みの必要性
- ▶ 法律、基準、政策、戦略、計画への組み込み
- ▶ ユニバーサルデザインの採用と合理的配慮の実行

## 必要なリソースと支援

- ▶ 効果的な計画の策定
- ▶ 十分な人的資源の確保
- ▶ 潤沢な財政投資
- ▶ 対象を絞った特別プログラムやサービスの提供

### 特別支援の必要性

- ▶ 主流サービスに加えて、一部の障害者には特別な対策が 必要
- ▶ リハビリテーション(支援技術含む)による生活機能と 自立性の向上
- ▶ 多様な援助・支援サービスによる介護ニーズの充足と社会参加の実現

#### サービスに求められる特性

- ▶ アクセシビリティの向上
- ▶ 柔軟性の確保
- ▶ 総合的で調整された学際的アプローチ
- ▶ 特に児童期から成人期への移行期における適切な支援

## プログラム・サービスの改良要件

- ▶ 実績評価に基づく改良の実施
- ▶ 確かなエビデンスに基づく設計
- ▶ 文化的・地域的背景への適合
- ▶ 現地での検証プロセスの実施

### 障害戦略の基本要件

- ▶ 障害者の幸福感向上のための総合的・長期的ビジョンの 提示
- ▶ 主流の政策・計画分野と障害者向け特別サービスの包含
- ▶ 全部門と利害関係者の参加による戦略の開発、実施、モニタリング

## 実行計画に必要な要素

- ▶ 具体的な行動と実施スケジュールの設定
- ▶ 対象者の明確な定義
- ▶ 担当機関の適切な割り当て
- ▶ 資源の計画と配分の明確化

# 戦略・計画策定の基盤となる分析要素

- ▶ 障害の存在比率
- ▶ サービスニーズ
- ▶ 社会経済状況
- ▶ 現行サービスの有効性と格差
- ▶ 環境・社会的バリア

## 運営管理体制の要件

- ▶ 調整機能の確立
- ▶ 意思決定プロセスの明確化
- ▶ モニタリング体制の構築
- ▶ 報告システムの確立
- ▶ 資源管理の責任所在の明確化

## 障害者の参加の重要性

- ▶ 障害や状況に関する独自の洞察を活かすため、政策、法律、サービスの作成・実施において障害者の意見を積極的に取り入れることが必要
- ▶ 障害者団体に対するエンパワーメントと権利擁護のための能力強化・支援の提供

## 自己決定権の保障と意見聴取

- ▶ 生活の自己管理に関する権利の保障
- ▶ 以下の分野における意見聴取の必要性:
  - ► 保健
  - ▶ 教育
  - ▶ リハビリテーション
  - ▶ コミュニティ生活
- ▶ 必要に応じた支援付き意思決定の提供

#### 能力向上の基本アプローチ

- ▶ 効果的な教育、研修、採用活動の実施の重要性
- ▶ 現状のスタッフの知識・能力評価を基点とした取り組みの展開

## 具体的な取り組み内容

- ▶ 既存カリキュラムや認定プログラムへの障害関連研修の 統合
  - ▶ 人権原則を含む内容の組み込み
- ▶ 現職者向け継続的研修の提供
- ▶ プライマリ・ヘルスケアワーカーの能力強化
- ▶ 専門スタッフの適切な配置の実現

## 人材不足への対応策

- ▶ リハビリテーション分野における人材育成
  - ▶ 様々な種類・レベルの教育研修基準の作成
  - ▶ 資源格差解消への取り組み
- ▶ 特殊教育分野における人材育成
- ▶ 状況や分野に応じたスタッフ確保対策の実施

#### サービス提供の財政基盤

## サービス改善のための方策

- ▶ サービス提供の外部委託の実施
- ▶ 官民パートナーシップの育成・強化
- ▶ 消費者主導型介護のための予算枠の創設

## 障害関連費用の軽減施策

- ▶ 保険制度の拡充
  - ▶ 健康保険の適用範囲拡大
  - ▶ 社会保険の適用範囲拡大
- ▶ セーフティーネットの整備
  - ▶ 貧困者向けプログラムへの確実なアクセス保障
  - ▶ 料金免除制度の導入
  - ▶ 割引輸送料金の設定
  - ▶ 医療消費材や支援技術への輸入税軽減

## 施策実現に向けた要件

- ▶ 国の障害戦略と実行計画策定時における考慮事項:
  - ▶ 実現可能性の検討
  - ▶ 持続可能性の評価
  - ▶ 十分な資金提供の確保

## 社会理解の重要性

- ▶ インクルーシブな社会の実現には障害に対する社会の理解向上が不可欠
- ▶ 障害に関する知識・態度の実態把握の必要性
- ▶ 教育・啓発活動を通じた理解促進の重要性

## スティグマ解消への取り組み

- ▶ 政府等による社会的マーケティング・キャンペーンの実施
- ▶ マスメディアを活用した肯定的な情報発信
  - ▶ 特にスティグマの強い障害に対する重点的な取り組み
  - ▶ 効果的な情報発信手法の活用

## データ収集の方法論

- ▶ 国際比較可能な標準化された方法論の開発と実施の必要性
- ▶ 国際生活機能分類に基づく統一された定義の使用

# 具体的なデータ収集手法

- ▶ 既存の統計調査の活用
  - ▶ 国勢調査への障害項目の追加
  - ▶ 既存の標本調査への障害モジュールの組み込み
- ▶ 障害に特化した調査の実施
  - ▶ 障害比率の把握
  - ▶ 健康状態の評価
  - ▶ サービス利用状況の調査

## データの活用目的

- ▶ 障害者権利条約の実施状況のモニタリング
- ▶ 障害有権利条約の美施仏洗のモニタリング▶ 障害政策の立案への活用

## 研究の意義と役割

- ▶ 障害への理解向上への貢献
- ▶ 政策立案への基礎的知見の提供
- ▶ 効率的な資源配分のための根拠の提示

## 重要な研究分野

- ▶ 環境要因に関する研究
  - ▶ 環境要因の影響評価
  - ▶ 環境要因の測定手法開発
- ▶ QOLの評価研究
- ▶ バリア解消方策の研究
- ▶ サービスの有効性評価

## 研究推進のための基盤整備

- ▶ 多分野にわたる研究者の育成
  - ▶ 疫学分野
  - ▶ 障害学分野
  - ▶ 保健分野
- ▶ 国際的な研究連携の強化

## 目次

 バリアや不平等への対処 保健医療におけるバリアへの対処 リハビリテーションにおけるバリアへの対処 支援・援助サービスにおけるバリアへの対処 自己実現を可能にする環境作り 教育におけるバリアへの対処 雇用におけるバリアへの対処

## 目次(続き)

#### 2. 提言

提言 I:全ての主流の制度やサービスへのアクセスを可能 にする

提言2: 障害のある人々のための特別なプログラムやサービスに投資する

提言3: 国家的な障害戦略および実行計画を導入する

提言4: 障害のある人々が関わる

提言 5:人的資源開発能力を改善する

提言6: 十分な資金を提供して、サービス料金を改善する

提言7:一般の認識や理解を高める

提言8: 障害のデータ収集を改善する

提言 9: 障害についての研究を強化して支援する

### 目次(続き)

#### 3. 提言の実行に向けて

各国政府ができること 国連機関や開発組織ができること 障害者団体ができること サービス提供者ができること 学術機関ができること 民間部門ができること コミュニティができること 障害のある人々及びその家族ができること

# 目次(続き)

4. クイズ

5. Unit3のまとめ

## 各国政府ができること

- ▶ 既存の法律や政策の国連障害者権利条約との整合性を見直し、改訂する。国連障害者権利条約の順守や執行メカニズムを見直し、改訂する。
- ▶ 主流の政策や障害に特化した政策や制度やサービスの見直しを行い、格差やバリアを明らかにして、これらを克服する活動を計画する。
- ▶ 国の障害戦略および活動計画を策定し、部門間連携の責任や方法の明確な方針を定めて、それをモニターし、各部門に報告する。
- ▶ サービス基準を導入して、その順守のモニタリングおよび実施によってサービスの提供を管理する。

### 各国政府ができること

- ▶ 既存の公的資金よるサービスに十分な資源を割当て、国の 障害戦略および活動計画の実施に適切な資金提供を行う。
- ▶ 全国的なアクセスしやすさの基準を導入し、新規建築物、 輸送機関、そして情報通信での順守を確実にする。
- ▶ 障害のある人々が確実に貧困から護られて、主流の貧困 救済プログラムの恩恵を十分に受けられるようにする対 策を導入する。
- ▶ 全国的なデータ収集システムに障害を含めて、可能な限り障害ごとのデータを提供する。

## 各国政府ができること

- ▶ 一般人の障害に関する知識および理解を向上させるため にコミュニケーション・キャンペーンを実施する。
- ▶ 障害のある人々や第三者が人権問題についての苦情や実行されていない法律について申し立てを行うチャンネルを確立する。

## 国連機関や開発組織ができること

- ▶ 2本立てのアプローチを用いて、障害を開発支援プログラムに含める。
- ▶ 新しい取り組みの優先順位について合意し、教訓を学び、 取り組みの重複を減らすために、情報交換を行い、活動 を調整する。
- ► 例えば、良質で有望な実践を共有することによって、能力を構築して、既存の政策や制度やサービスの強化を図るように技術的な援助を諸国に提供する。
- ▶ 国際的に比較可能な研究の方法論の開発に寄与する。
- ▶ 定期的に、統計的な出版物に障害に関連するデータを含める。

## 障害者団体ができること

- ▶ 障害のある人々が自分たちの権利を自覚し、自立して、 自分たちの技能を身につけるよう支援する。
- ▶ 教育におけるインクルージョンを確実にするように、障害のある児童とその家族を支援する。
- ▶ 国際的、全国的および地方での政策決定者とサービス提供者に対して、障害者の後援者としての見解を示し、障害者の権利を擁護する。

## 障害者団体ができること

- ▶ サービスの評価およびモニタリングに寄与して、研究者と協力して、サービス開発に貢献する応用研究を支援する。
- ▶ 障害のある人々の権利に関する一般の認識および理解を 促進する─例えば、キャンペーンや障害平等の研修を通 じて。
- ▶ バリアの除去を促進するために、環境、輸送機関、その他のシステムおよびサービスの監査を行う。

#### サービス提供者ができること

- ▶ 地域の障害者団体と提携して、アクセスの監査を実施し、 障害のある人々を排除する恐れのある物理的および情報 上のバリアを明らかにする。
- ▶ 必要に応じて研修会を実施し、研修会の構築と提供では サービス利用者を含めることにより、スタッフが障害に ついて十分な研修を確実に受けられるようにする。
- ▶ 障害のある人々や、必要に応じてその家族と相談して個別サービス計画を立てる。
- ▶ ケース・マネージメント、紹介システムおよび電子記録 管理を導入して、サービス提供を調整し統合する。
- ▶ 障害のある人々が、自分たちの権利や苦情申立ての仕組 みについて説明を確実に受けられるようにする。

## 学術機関ができること

- ▶ 障害のある学生や職員の募集や参加を妨げるバリアを除去する。
- ▶ 専門職の教育研修コースには、人権の原則に基づいて、 障害に関する十分な情報が確実に含まれるようにする。
- ▶ 障害のある人々の生活および障害となるバリアについての調査研究を障害者団体と協議して実施する。

#### 民間部門ができること

- ▶ 障害のある人々の雇用を促進するために、募集が公平であることを確認し、合理的な配慮が確実に提供されるようにし、障害を負った従業員が復職支援を確実に受けられるようにする。
- ▶ 障害のある人々が自らビジネスを開拓することができるように、小規模金融へのアクセスを妨げるバリアを除去する。
- ▶ 障害のある人々やその家族に、人生の異なる段階での質の高いさまざまな支援サービスを開発する。

# 民間部門ができること

- ▶ 公共の宿泊施設や事務所や住宅などの建設事業に、障害のある人々のための十分なアクセスが確実に含まれるようにする。
- ▶ 情報通信技術の製品やシステムやサービスを、障害のある人々が確実にアクセスできるようにする。

#### <u>コミュニティ</u>ができること

- ▶ コミュニティ自体の考え方や態度に挑戦して、改善する。
- ▶ コミュニティにおける障害のある人々のインクルージョンおよび参加を促進する。
- ▶ 学校やレクリエーション区域や文化施設を含むコミュニティの環境を、障害のある人々が確実にアクセスできるようにする。
- ▶ 障害のある人々に対する暴力やいじめに異議を唱える。

# 障害のある人々及びその家族ができること

- ▶ 当事者同士の支援、教育研修、情報、助言を通じて、他の 障害のある人々を支援する。
- ► それぞれの地域のコミュニティ内で、障害のある人々の 権利を促進する。
- ▶ 意識向上と社会的なマーケティング・キャンペーンに関わるようにする。
- ▶ フォーラム(国内外や地域レベルの)に参加して、改革の優先順位を決定し、政策に影響を及ぼし、サービスの提供法を形成する。
- ▶ 調査研究事業に参加する。

# 目次

1. バリアや不平等への対処 保健医療におけるバリアへの対処 リハビリテーションにおけるバリアへの対処 支援・援助サービスにおけるバリアへの対処 自己実現を可能にする環境作り 教育におけるバリアへの対処 雇用におけるバリアへの対処

#### 2. 提言

提言 I:全ての主流の制度やサービスへのアクセスを可能 にする

提言2: 障害のある人々のための特別なプログラムやサービスに投資する

提言3: 国家的な障害戦略および実行計画を導入する

提言4: 障害のある人々が関わる

提言 5:人的資源開発能力を改善する

提言6: 十分な資金を提供して、サービス料金を改善する

提言7:一般の認識や理解を高める

提言8: 障害のデータ収集を改善する

提言 9: 障害についての研究を強化して支援する

3. 提言の実行に向けて 各国政府ができること 国連機関や開発組織ができること 障害者団体ができること サービス提供者ができること 学術機関ができること 民間部門ができること コミュニティができること 障害のある人々及びその家族ができること

4. クイス

5. Unit3のまとめ

# クイズ

音響的観点から障害者に配慮すべき点を述べよ。

# 目次

1. バリアや不平等への対処 保健医療におけるバリアへの対処 リハビリテーションにおけるバリアへの対処 支援・援助サービスにおけるバリアへの対処 自己実現を可能にする環境作り 教育におけるバリアへの対処 雇用におけるバリアへの対処

#### 2. 提言

提言 I:全ての主流の制度やサービスへのアクセスを可能 にする

提言2: 障害のある人々のための特別なプログラムやサービスに投資する

提言3: 国家的な障害戦略および実行計画を導入する

提言4: 障害のある人々が関わる

提言 5:人的資源開発能力を改善する

提言6: 十分な資金を提供して、サービス料金を改善する

提言7:一般の認識や理解を高める

提言8: 障害のデータ収集を改善する

提言 9: 障害についての研究を強化して支援する

3. 提言の実行に向けて 各国政府ができること 国連機関や開発組織ができること 障害者団体ができること サービス提供者ができること 学術機関ができること 民間部門ができること コミュニティができること 障害のある人々及びその家族ができること

4. クイズ

5. Unit3のまとぬ

#### Uint3のまとめ

まず、バリアや不平等への対処について、保健医療システムのインクルーシブ化が重要であることを説明した。これは物理的バリアや情報伝達におけるバリアの克服を通じて実現される。具体的な方法として、施設改修、ユニバーサルデザインの採用、情報伝達方法の改善、予約システムの調整などが挙げられている。

リハビリテーションについては、人間の能力開発に寄与する 重要な投資として位置づけられている。これは保健、雇用、教 育、社会サービスに関する法律に組み込まれるべきであり、 早期介入や生活圏での実施が重要とされている。サービス提 供については、コミュニティに根ざしたリハビリテーション を基盤とし、多様な支援サービスの提供が必要である。

#### Unit3のまとめ

さらに、障害者の自立と社会参加を促進するため、コミュニティでの生活への移行と多様な支援サービスの提供が重要とされている。政府は適切な資金と人材を確保し、多様な資金調達方法を検討する必要がある。

アクセシビリティの向上については、障害者の社会参加を促進し、孤立や依存を軽減する重要な要素として強調されている。これには、アクセス基準の確立、官民協力、実施機関の設置、関係者への研修、ユニバーサルデザインの導入、利用者参加が必要である。

また、9つの提言が示されており、全ての主流の制度やサービスへのアクセスの可能化、特別なプログラムやサービスへの 投資、国家的な障害戦略および実行計画の導入などが含まれ ている。

#### Unit3のまとめ

最後に、これらの提言の実行に向けて、各国政府、国連機関や開発組織、障害者団体、サービス提供者、学術機関、民間部門、コミュニティ、障害のある人々及びその家族など、各主体が取り組むべき具体的な行動が示されていることを説明した。